

まちづくり活動支援制度要綱

平成20年10月9日制定

令和7年4月1日最終改正

(目的)

第1条 この要綱は、大阪府内において、公益財団法人大阪府都市整備推進センター（以下「センター」という。）が定款第4条第4号に基づき実施する地域住民等が主体となったまちづくり活動に関する支援について必要な事項を定め、快適で魅力ある市街地の形成に寄与していくことを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) まちづくり活動：大阪府内での別表1に掲げる取組み又は活動をいう
- (2) 地域住民等：まちづくり活動団体の活動地域に居住する者、事業を営む者、土地又は建物を所有する者をいう

(まちづくり活動支援)

第3条 センターは、まちづくり活動を行う団体等に対して、次の各号に掲げる支援を行うものとする。

- (1) まちづくり初動期活動サポート助成
 - (2) まちづくりアドバイザーの派遣
 - (3) まちづくりアドバイザーの紹介
 - (4) まちづくり相談
- 2 前項第1号のまちづくり初動期活動サポート助成及び前項第2号のまちづくりアドバイザーの派遣の要件等は、別に定める。

(まちづくり活動団体の登録)

第4条 次の各号のすべての条件に該当する団体は、まちづくり活動団体として登録することができる。

- (1) 規約・会則等を定め自主的で継続的なまちづくり活動を行っていること
 - (2) 地域住民等10名以上で構成されていること
 - (3) 地域住民の意識啓発等を行う段階から地域住民の合意形成を目指したまちづくり構想等を策定する段階までの活動を行うものであること
 - (4) 地域のまちづくりに貢献する活動を行うものであること
 - (5) 政治、宗教、営利等を目的とした活動を行うものでないこと
- 2 前項による登録を希望する団体は、まちづくり活動団体登録申請書（様式-1）によりセンターに申請しなければならない。

- 3 センターは、第1項の規定により登録が完了したときは、登録通知書（様式-2）により当該団体に通知する。
- 4 第1項による登録の有効期間は、登録を行った日から2年を経過した日以降最初の3月31日までとする。なお、再登録する場合は、再申請を行わなければならない。
- 5 登録団体の団体名、活動名称、活動内容等の情報は、まちづくり活動の事例として、原則として公表する。

（登録内容の変更及び抹消）

第5条 登録団体は、登録内容に変更があった場合は、速やかにまちづくり活動団体登録内容変更届出書（様式-3）によりセンターに届け出なければならない。

- 2 登録団体が次の各号の一に該当したときは、その登録を抹消する。
 - （1）前条第1項各号の要件に該当しなくなったとき
 - （2）登録団体から申し出があったとき
 - （3）登録団体が解散したとき
 - （4）まちづくり活動を行っていないと認めるとき
 - （5）まちづくり活動がこの要綱の趣旨・目的に適合しないと認めるとき
 - （6）その他登録団体として適当でないと認めるとき
- 3 センターは、前項の規定によりまちづくり活動団体の登録を抹消したときは、速やかにまちづくり活動団体登録取消通知書（様式-4）により、その旨を当該登録団体に通知する。

（まちづくりアドバイザーの登録）

第6条 まちづくりに関し、専門的な技術的知識と経験を有する者は、技術指導、専門的助言等を行うまちづくりアドバイザーとして登録することができる。

- 2 まちづくりアドバイザーの登録要件は、別に定める。

（登録団体に対する支援）

第7条 登録団体は、第3条の支援に加えて、次の各号に掲げる支援を受けることができる。

- （1）まちづくり事業化検討支援
 - （2）まちづくりに関する技術・知識の習得のための研修会等の案内
 - （3）まちづくりに関する各種情報の提供
- 2 前項の規定に関わらず、まちづくり活動団体が登録されていない地区で、その理由がやむを得ないと認められる場合、前項第2号の支援は、市町村が受けることができる。
 - 3 第1項第1号まちづくり事業化検討支援の要件等は、別に定める。

（登録団体に対する禁止事項）

第8条 登録団体は、この要綱に定める登録団体であることをもって、団体への加入や活動への参加を勧誘してはならない。

(会議等の開催)

第9条 センターは、登録団体相互の情報交換等による交流の場として、必要に応じてまちづくり活動報告会等の会議を開催するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成20年10月9日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(別表 1)

<p>「まちづくり」の定義</p>	<p>住民等が、主体的に組織（活動）し、快適で魅力あるまちを実現するために行う市街地の整備又は保全その他の地域の環境の維持又は改善の取組み及び府や市の計画における位置づけがあり、それらの目的のために連携し、地域活性化、魅力向上に繋がる取組み</p>
<p>「まちづくり活動」の定義</p>	<p>◆まちづくりの方法が以下の活動</p> <ul style="list-style-type: none">○土地区画整理・市街地再開発・道路整備・公園整備等の「街の形づくり」によるまちづくりの活動○地区計画・建築協定・緑化協定などの「ルールづくり」によるまちづくりの活動 <p>◆まちづくりの目的が以下のような活動</p> <ul style="list-style-type: none">○防犯、防災、バリアフリーなどの「安全・安心なまちづくり」を目指した活動○良好なまちなみ・景観の保全、生活道路整備などの「良好な住環境の保全・住環境の改善」を目指した活動○空き店舗の活用やポケットパークの整備などの「街なかの再生」を目指した活動○交通渋滞の解消や交通安全対策などの「交通環境、交通問題の改善・解消」を目指した活動○大阪府及びその周辺を含めた各まちづくり活動につながる広域連携型のまちづくりをめざした活動○商店街の活性化、地域資源の掘り起こし等の賑わいづくり活動で、府や市の計画の位置づけがあり、地域の活性化、魅力向上に繋がる活動 <p>◆その他理事長が特に必要と認める活動</p> <p>※なお、日常的な維持管理的活動や意識啓発を主とした目的の活動などは含まない。</p>

まちづくり活動団体登録申請書

年 月 日

公益財団法人 大阪府都市整備推進センター
理 事 長 様

公益財団法人大阪府都市整備推進センターまちづくり活動支援制度要綱第4条第2項の規定により下記のとおり登録を申請します。

活動団体名			
代表者氏名			
URL			
所在地	〒		
連絡先氏名		連絡先住所	
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			
構成員数	名(うち、活動地域内	名)	構成員名簿 別紙のとおり
設立時期	年		
規約会則等の有無	有 ・ 無 (有の場合、規約会則等を添付してください。)		
会費徴収の有無	有 ・ 無 (主な財源)		
活動名称			
活動地域名称	(市町村名)	(町丁目名)	区域図 別紙のとおり
活動内容等	別紙のとおり (団体の設立目的・活動履歴・今後の活動内容等を記載してください。)		

注) 活動団体名、活動名称、活動内容等の個人情報以外の情報をホームページ等で公表させていただきます。

《活動団体名称》 紹介

※こちらの申請書はセンターのホームページ等で公開させていただきます。

<p>※団体写真を貼り付けてください</p>	<p>※区域図を貼り付けてください</p>
------------------------	-----------------------

登録番号	MK —
活動団体名	
URL	
所在地	〒
連絡先担当者	
電話番号	
メールアドレス	
構成員数	名（うち、活動地域内 名）
設立時期	年
活動名称	
活動地域名称	<small>（市町村名）</small> <small>（町丁目名）</small>
活動内容等	（団体の設立目的・活動履歴・今後の活動内容等を記載してください。）

様式-3

年 月 日

公益財団法人 大阪府都市整備推進センター
理事長 様

(申請団体) 名 称
所在地
(代表者) 住 所
氏 名
(連絡先) 氏 名
T E L
F A X
E-Mail

まちづくり活動団体登録内容変更届出書

年 月 日付けで提出した申請書の記載事項について、一部変更があったので、公益財団法人大阪府都市整備推進センターまちづくり活動支援制度要綱第5条第1項の規定により届け出ます。

記

変更内容